

宮労発基 0317 第 4 号
令和 4 年 3 月 17 日

建設業労働災害防止協会
宮城県支部長 殿

宮城労働局長
(公印省略)

令和 4 年福島県沖を震源とする地震被害に伴う復旧作業等に
おける安全衛生対策の徹底について(要請)

平素から、労働行政の運営に、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、報道によれば、県内全域で被害が発生している模様であり、中には復旧までに相当の時間を要するものも認められています。

被害の全容については、今後、明らかになるものと承知していますが、すでに復旧のための作業が開始されており、また、天気の流れも予想されていることから、当面、余震の発生等に十分に留意し、二次災害防止の観点から安全衛生対策の徹底を図る必要があります。

については、貴団体会員事業場等に対して、復旧作業等を行うに当たっては、関係法令を遵守することはもとより、特に下記事項に十分ご留意いただくよう、周知啓発にご協力をお願いします。

記

1. 作業内容や作業場所の状態等に応じて、ヘルメットや安全靴、マスク等の保護具の着用を徹底すること。
2. 作業場所や使用機器等について、作業開始前の点検や必要な補修等を行うこと。
3. 作業開始前の点検結果等に応じて、リスクアセスメント等を実施すること。
4. 作業主任者や作業指揮者等による職務遵守を徹底すること。
5. 労働時間を適正に管理する等して労働者の健康確保を図ること。
6. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底すること。
7. 労働者に急迫し、かつ重大な危険がある場合には、被害拡大を防止するため、労働者の退避その他の応急措置等を講じること。